

I T サポート&セキュリティ利用規約

実施：平成 25 年 5 月 21 日(最終改定 2024 年 4 月 1 日)

目次	
第1章 総則	3
第1条 (本規約の目的)	3
第2条 (本規約の範囲・変更)	3
第3条 (用語の定義)	3
第2章 本サービスの提供	6
第4条 (本サービスの提供範囲)	6
第5条 (提供区域)	6
第3章 契約	6
第6条 (契約の単位)	6
第7条 (契約申込の方法)	7
第8条 (契約申込の承諾)	7
第9条 (契約申込内容の変更)	7
第10条 (権利の譲渡の禁止)	7
第11条 (契約者の地位の承継)	7
第12条 (契約者の氏名等の変更の届出)	8
第4章 禁止行為	8
第13条 (営業活動の禁止)	8
第14条 (著作権等)	8
第5章 提供中止等	9
第15条 (提供中止)	9
第16条 (利用停止)	9
第17条 (利用の制限)	9
第18条 (本サービス提供の終了)	9
第19条 (契約者による解約)	9
第20条 (当社による解約)	10
第6章 料金	10
第21条 (料金)	10
第22条 (利用料金の支払義務)	10
第23条 (割増金)	11
第24条 (延滞利息)	11
第25条 (料金計算方法等)	11
第26条 (端数処理)	11
第27条 (料金等の支払)	12
第28条 (料金の一括後払)	12
第29条 (消費税等相当額の加算)	12
第30条 (料金等の臨時減免)	12
第7章 損害賠償	12
第31条 (責任の制限)	12
第32条 (免責事項)	12
第8章 個人情報の取扱	13
第33条 (個人情報の取扱)	13
第9章 機器故障サポート	14
第34条 (機器故障サポート)	14
第35条 (機器故障サポートのみなし完了)	15
第36条 (対象機器の内部データ)	15
第37条 (修理依頼の撤回・変更)	15
第38条 (機器補償)	15

第 39 条（機器補償の適用期間）	15
第 10 章 雜則	15
第 40 条（利用に係る契約者の義務）	15
第 41 条（契約者の当社に対する協力事項）	17
第 42 条（除外事項）	18
第 43 条（設備等の準備）	18
第 44 条（法令に規定する事項）	18
第 45 条（準拠法）	18
第 46 条（紛争の解決）	18
第 47 条（債権の譲渡）	18
第 48 条（反社会的勢力の排除）	18
第 49 条（適格請求書の発行）	19
 【別紙 1（提供内容）】	23
【別紙 2（リモートサポートツールの動作環境）】	25
【別紙 3（IT 運用管理ツールの動作環境）】	25
【別紙 4（遠隔映像ツールの動作環境）】	25
【別紙 5（電話サポート及びリモートサポートのサポート対象及びサポート範囲）】	25
【別紙 6（IT 運用管理のサービス内容等）】	26
【別紙 7（訪問サポートのサービス内容及び対象機器等）】	27
【別紙 8（故障機器代替機器貸出し）】	27
【別紙 9（料金表）】	28
【別紙 10（訪問サポート料金表）】	31
【別紙 11（訪問サポート（パソコン更改支援、オペレーションシステム更改支援）時の注意事項及び料金）】削除	
【別紙 12（当社が別に定めることとする事項）】	32
【別紙 13（取得するパーソナルデータ）】	33

第1章 総則

第1条（本規約の目的）

東日本電信電話株式会社（以下「当社」といいます。）は、このITサポート&セキュリティ利用規約（以下「本規約」といいます。）を定め、これによりITサポート&セキュリティ（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

第2条（本規約の範囲・変更）

当社は、法令の規定に従い、本規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

- 2 当社は、前項の変更を行う場合は、本規約を変更する旨及び変更後の規約の内容並びに効力発生時期を、契約者に対し、当社ホームページにおける掲載その他の適切な方法で周知します。
- 3 契約者は、以下のいずれかの方法によって前項の周知をしたときは、当該周知を電気通信事業法に基づく契約者への説明方法とすることについて了解していただきます。
 - ① 当社ホームページにおける掲載
 - ② 電子メールの送信
 - ③ CD-ROM等の記録媒体の交付
 - ④ ダイレクトメール等の広告への表示

第3条（用語の定義）

本規約（別紙を含みます。）において用いられる次の用語は、それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
本契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約
契約者	当社と本契約を締結している者
専用受付番号	契約者が本サービスを利用するため当社が指定した電話番号。受付時間は別紙1（提供内容）に定めるところによります。
リモートサポートツール	契約者のパソコン等にインストールし、契約者の承諾に基づき当社オペレータがそのパソコン等を遠隔操作することを可能とする機能を有したソフトウェア。本ソフトの動作環境は、別紙2（リモートサポートツールの動作環境）に定めるところによります。
IT運用管理ツール	契約者のWindowsパソコン等にインストールし、そのパソコン等及びLAN環境を管理することを可能とする機能を有したソフトウェア。本ソフトの動作環境は、別紙3（IT運用管理ツールの動作環境）に定めるところによります。別紙1に定めるスタンダードあんしんプラン1、スタンダードあんしんプラン2、プランS、プランM及びプランLの場合は提供されません。
遠隔映像ツール	契約者のスマートフォンやタブレットから専用URLにアクセスし、スマートフォンやタブレットのカメラ機能を起動し、契約者の宅内IT機器類の撮影を行うソフトウェア。撮影方法については、撮影画面へのテキスト表示やオペレータからの音声によるサポートを実施。本ソフトの動作環境は、別紙4（遠隔映像ツールの動作環境）に定めるところによります。
電話サポート	別紙5（電話サポート及びリモートサポートのサポート対象及びサポート範囲）に定める、電話での契約者のパソコン及び周辺機器等（以下「サポート対象機器等」といいます。）の状況やセキュリティ対策に関する問診、課題解決方法の説明
リモートサポート	別紙5（電話サポート及びリモートサポートのサポート対象及びサポート範囲）に定める、リモートサポートツールがインストールされたサポート対象機器等を、契約者の要請に基づき当社オペレータが遠隔操作して行う課題解決等。なお、課題解決にあたり契約者の宅内IT機器類の把握が困難な場合は遠隔映像ツールを使用し実施。

IT 運用管理	別紙 6 (IT 運用管理のサービス内容等) に定める、IT 運用管理ツールがインストールされた Windows パソコン等及び LAN 環境に対して提供する IT 資産管理やセキュリティ管理。別紙 1 に定めるスタンダードあんしんプラン 1、スタンダードあんしんプラン 2、プラン S、プラン M 及びプラン L の場合は提供されません。
訪問サポート	別紙 7 (訪問サポートのサービス内容及び対象機器等) に定める、契約者からの要請に基づき、当社訪問技術者が行う、インターネット接続のための設定作業、サポート対象機器等を利用するための設定作業又はその他設定作業(あわせて以下「設定作業等」といいます。)。 受付時間、提供時間は別紙 1 (提供内容) に定めるところによります。
故障機器代替機器貸出し	契約者の申告により、電話サポート及びリモートサポートにより問診を行った結果、サポート対象機器等の故障が原因と想定される場合において、契約者からの要望を前提として別紙 8 に定める条件での代替機器の一定期間貸出し。 別紙 1 に定めるライトあんしんプラン 1、ライトあんしんプラン 2、スタンダードあんしんプラン 1、スタンダードあんしんプラン 2、プラン S、プラン M 及びプラン L の場合のみ提供されます。
訪問故障切り分けサポート	契約者の申告により、電話サポート及びリモートサポートにより問診を行っても故障箇所切り分けが不可能だった場合、訪問技術者が行う故障箇所の切り分け作業(故障箇所の切り分けや故障箇所の特定を保証するものではありません。)。別紙 1 に定めるライトあんしんプラン 1、ライトあんしんプラン 2、スタンダードあんしんプラン 1、スタンダードあんしんプラン 2、プラン S、プラン M 及びプラン L の場合のみ提供されます。
機器故障サポート	契約者の申告により、電話サポート及びリモートサポートにより問診を行った結果、故障が想定される契約者のパソコン(以下「修理対象機器」といいます。)を対象に契約者からの要望を前提として当社が機器修理を行う作業。別紙 1 に定めるプラン S、プラン M 又はプラン L 場合のみ提供されます。
インターネット回線	インターネット接続を行うための契約者回線
フレッツ光	当社が別に定める IP 通信網サービス契約約款(平成 12 年東企営第 00-51 号。以下「IP 通信網サービス契約約款」といいます。)に定めるメニュー 5(以下の各号に定めるものに限ります。)に係る IP 通信網サービス(「光コラボレーションモデルに関する契約」(当社が別段の合意により締結するものをいいます。)に基づき提供されるものを含みます。) (1)メニュー 5-1 II-1 型 1Gb/s プラン 4 もしくはプラン 5 (フレッツ 光ネクスト プライオ、ビジネスタイプ) (2)メニュー 5-1 II-1 型 100Mb/s プラン 3-1 (フレッツ 光ネクスト ファミリータイプ) (3)メニュー 5-1 II-1 型 200Mb/s プラン 3-1 (フレッツ 光ネクスト ファミリー・ハイスピードタイプ) (4)メニュー 5-2 II-1 型 100Mb/s プラン・ミニ グレード 1-1 (フレッツ 光ネクスト マンションタイプ ミニ 光配線方式) (5)メニュー 5-2 II-1 型 200Mb/s プラン・ミニ グレード 1-1 (フレッツ 光ネクスト マンション・ハイスピードタイプ ミニ) (6)メニュー 5-2 II-1 型 100Mb/s プラン・ミニ グレード 1-2 もしくは 2 (フレッツ 光ネクスト マンションタイプ ミニ VDSL 方式・LAN 配線方式) (7)メニュー 5-2 II-1 型 100Mb/s プラン 1 グレード 1-1 (フレッツ 光ネクスト マンションタイプ プラン 1 光配線方式) (8)メニュー 5-2 II-1 型 200Mb/s プラン 1 グレード 1-1 (フレッツ 光ネクスト マンション・ハイスピードタイプ プラン 1) (9)メニュー 5-2 II-1 型 100Mb/s プラン 1 グレード 1-2 もしくは 2

	<p>(フレッツ 光ネクスト マンションタイプ プラン 1 VDSL 方式・LAN 配線方式)</p> <p>(10)メニュー5-2 II-1型 100Mb/s プラン 2 グレード 1-1 (フレッツ 光ネクスト マンションタイプ プラン 2 光配線方式)</p> <p>(11)メニュー5-2 II-1型 200Mb/s プラン 2 グレード 1-1 (フレッツ 光ネクスト マンション・ハイスピードタイプ プラン 2)</p> <p>(12)メニュー5-2 II-1型 100Mb/s プラン 2 グレード 1-2 もしくは 2 (フレッツ 光ネクスト マンションタイプ プラン 2 VDSL 方式・LAN 配線方式)</p> <p>(13)メニュー5-1 II-1型 1Gb/s プラン 3-1 (フレッツ 光ネクスト ギガファミリー・スマートタイプ)</p> <p>(14)メニュー5-2 型 1Gb/s プラン・ミニ グレード 1-1 (フレッツ 光ネクスト ギガマンション・スマートタイプ ミニ)</p> <p>(15)メニュー5-2 型 1Gb/s プラン 1 グレード 1-1 (フレッツ 光ネクスト ギガマンション・スマートタイプ プラン 1)</p> <p>(16)メニュー5-2 型 1Gb/s プラン 2 グレード 1-1 (フレッツ 光ネクスト ギガマンション・スマートタイプ プラン 2)</p> <p>(17)メニュー5-1 II-1型 1Gb/s プラン 3-1 (フレッツ 光ネクスト ファミリー・ギガラインタイプ)</p> <p>(18)メニュー5-2 II-1型 1Gb/s プランミニ グレード 1-1 (フレッツ 光ネクスト マンション・ギガラインタイプ ミニ)</p> <p>(19)メニュー5-2 II-1型 1Gb/s プラン 1 グレード 1-1 (フレッツ 光ネクスト マンション・ギガラインタイプ プラン 1)</p> <p>(20)メニュー5-2 II-1型 1Gb/s プラン 2 グレード 1-1 (フレッツ 光ネクスト マンション・ギガラインタイプ プラン 2)</p> <p>(21)メニュー5-1 II-2型 100Mb/s プラン 3-1 (フレッツ 光ライトプラス)</p> <p>(22)メニュー5-1 II-1型 10Gb/s プラン 3-1 (フレッツ 光クロス)</p> <p>(23)メニュー5-2 II-1型 10Gb/s グレード 1-1 (フレッツ 光クロス)</p> <p>(24)メニュー5-1 II-1型 1Gb/s プラン 3-1 (フレッツ 光ネクスト ファミリー・オフィスタイル)</p> <p>(25)メニュー5-2 II-1型 1Gb/s プランミニ グレード 1-1 (フレッツ 光ネクスト マンション・オフィスタイル プランミニ)</p> <p>(26)メニュー5-2 II-1型 1Gb/s プラン 1 グレード 1-1 (フレッツ 光ネクスト マンション・オフィスタイル プラン 1)</p> <p>(27)メニュー5-2 II-1型 1Gb/s プラン 2 グレード 1-1 (フレッツ 光ネクスト マンション・オフィスタイル プラン 2)</p> <p>(28)メニュー5-1 II-1型 10Gb/s プラン 3-1 (フレッツ 光クロス オフィスタイル)</p> <p>(29)メニュー5-2 II-1型 10Gb/s グレード 1-1 (フレッツ 光クロス オフィスタイル)</p>
フレッツ光回線	フレッツ光に係る契約者回線
フレッツ光契約	当社からフレッツ光の提供を受けるための契約
フレッツ光契約者	当社とフレッツ光の契約を締結している者
提供プラン	契約者がインターネット回線又はフレッツ光回線に接続して利用する本サービスのサポート内容に応じて月額定額料金が設定される本サービスのプラン。各プランの料金は別紙 9 (料金表) に定めるところによります。

サービス区分及びプラン 名称	I T サポート&セキュリティ ・ライト プラン・ミニライト、プラン 1 ライト、プラン 2 ライト、プラン 3 ライト、 プラン 4 ライト ライトあんしんプラン 1、ライトあんしんプラン 2 ・スタンダード プラン・ミニ、プラン 1、プラン 2、プラン 3、プラン 4 スタンダードあんしんプラン 1、スタンダードあんしんプラン 2 ・N におまかせ！IT サポート プラン S、プラン M、プラン L
訪問サポート料金	契約者が訪問サポートの提供を受けるにあたって、各提供プランに示す月額定額料金以外に支払いを要する料金。訪問及び訪問による不具合箇所の切り分け以外の設定作業等は、別紙 10（訪問サポート料金表）に定めるところによる料金がかかります。
本サービス取扱所	本サービスに関する業務を行う当社の事務所
インターネット通信	インターネット回線において、インターネットプロトコルバージョン 4 によって行う通信
IPv6 通信	フレッツ光において、インターネットプロトコルバージョン 6 によって行う通信
料金月	1 の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。 フレッツ光回線契約の場合は、IP 通信網サービスの利用料金に適用される料金月（1 の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。）
企業コード	本サービスを利用するインターネット回線毎に付与する IT 運用管理ツール管理サイトへログインする際に必要となるコード
契約 ID	契約時に 1 インターネット回線毎、又は契約者毎に付与する一意の番号。 本サービス利用時の契約内容の確認等に用いる。
教育機関等	教育機関又は学習塾・スクール・教室等
医療機関等	医療機関又は病院等

第 2 章 本サービスの提供

第 4 条（本サービスの提供範囲）

当社は、契約者の要請があったときは、別紙 1（提供内容）に定める提供プランに応じたインターネット回線に紐づくサポート対象機器等に対し、電話、リモート及び訪問にて設定、利用方法及びトラブル対応に関するサポートサービスを提供します。

各提供プランにおける提供内容については、別紙 5～8 に定めるところによります。ただし、IT 運用管理については、契約者の Windows パソコン等に IT 運用管理ツールをインストールできる場合に限り提供します。なお、IT 運用管理ツールの動作環境については、別紙 3（IT 運用管理ツールの動作環境）に定めるところによります。

第 5 条（提供区域）

本サービスは、日本国内のインターネット通信が利用可能な区域において提供します。

ただし、訪問サポートにおける午後 7 時から午前 9 時における派遣（夜間）に関しては、当社のフレッツ光回線敷設可能エリア（東日本エリア）に限り提供するものとします。

第 3 章 契約

第 6 条（契約の単位）

当社は、本サービスを利用する 1 インターネット回線毎に 1 契約 ID 及び 1 企業コードを付与し、本契約を

締結します。ただし、別紙 1 に定めるスタンダードあんしんプラン 1 又はスタンダードあんしんプラン 2 の場合は、本サービスの契約者毎に 1 契約 ID を付与し、本契約を締結します。

- 1 インターネット回線がフレッツ光回線である場合、契約者は、本サービスに係るフレッツ光契約者（そのフレッツ光回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものである場合は、そのフレッツ光回線の契約を締結している者が指定する者とします。）と同一の者に限ります。

第 7 条（契約申込の方法）

本サービスを申込むときは、本規約の内容を承諾した上で、次に掲げる事項を当社所定の手続に従って契約事務を行う本サービス取扱所に申し出ていただきます。

- 1 フレッツ光契約者からの申込みの場合、
 - (1) 本サービスに係るフレッツ光の契約者回線等番号
 - (2) その他申込みの内容を特定するための事項
 - (3) メールアドレス
- 2 フレッツ光回線以外のインターネット回線契約者からの申込みの場合、
 - (1) 契約者名義
 - (2) 契約者住所
 - (3) 連絡先電話番号
 - (4) メールアドレス
 - (5) その他申込みの内容を特定するための事項

第 8 条（契約申込の承諾）

- 1 当社は、本サービスの申込みがあった場合には、当社所定の審査を行い、承諾する場合には、書面をもって通知します。当該書面の発行をもって本契約が成立するものとし、当該書面に記載される日付から本契約が効力を発し、契約者は本サービスの提供を受けることができるものとします。
- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、申込を承諾しないことがあります。
 - (1) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
 - (2) 本契約の申込みをした者が本サービスの料金又は当社が提供するその他サービスの料金若しくは工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (3) 申込みの際に虚偽の事項を申告したとき。
 - (4) 第 40 条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
 - (5) その他当社の業務遂行上著しく支障があるとき。
 - (6) 当社が、本サービス契約の申込みをした者が第 48 条（反社会的勢力の排除）に規定する反社会的勢力であると判断したとき。
- 3 当社が、前 2 項の規定により申込みを承諾した後に、申込者が前項各号のいずれかの場合に該当することが判明した場合には、当社はその承諾を取り消すことができます。

第 9 条（契約申込内容の変更）

- 1 契約者は、第 7 条（契約申込の方法）第 1 項第 2 号又は、第 2 項第 2 号および第 3 号、第 4 号に定める事項の変更を請求することができます。
- 2 当社は、前項の請求があったときは、第 8 条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

第 10 条（権利の譲渡の禁止）

本契約に基づき本サービスの提供を受ける権利は契約者のみに帰属するものであり、契約者は、本契約で別に定める場合を除き、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、承継、売買、又は質権の設定その他担保に供すること等はしてはならないものとします。

第 11 条（契約者の地位の承継）

- 1 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて本サービス取扱所に届け出ています。

- 2 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- 3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。
- 4 前3項の規定にかかわらず、契約者の地位の承継において第1項の届出がない場合において、その本サービスに係るインターネット回線がフレッツ光回線（光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものを除きます。）であるときは、当社は、その本サービスに係るフレッツ光回線のフレッツ光契約者の地位の承継の届出をもって、契約者の地位の承継についても届出があったものとみなします。
- 5 本条第1項の届出（本条第4項の規定により、届出があったとみなされる場合を含みます。）がなされない期間においては、本サービスの提供を行わないことがあります。

（注）本条第1項及び第2項の規定にかかわらず、フレッツ光回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供される場合は、別紙12（当社が別に定めることとする事項）において当社が別に定めるところによります。

第12条（契約者の氏名等の変更の届出）

- 1 契約者は、その氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに本サービス取扱所に届け出ていただきます。
- 2 前項に定める変更があったにもかかわらず本サービス取扱所に届出がないときは、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書送付先への郵送等の通知をもって、当社からの通知を行ったものとみなします。
- 3 第1項の届出があったときは、当社は、契約者に対してその届出があった事実を証明する書類の提示を求める場合があります。

（注）本条の規定にかかわらず、フレッツ光回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供される場合は、別紙12（当社が別に定めることとする事項）において当社が別に定めるところによります。

第4章 禁止行為

第13条（営業活動の禁止）

契約者は、本サービスを使用して、有償、無償を問わず、営業活動、営利を目的とした利用、付加価値サービスの提供又はその準備を目的とした利用をすることができません。ただし、別紙1に定めるスタンダードあんしんプラン1、スタンダードあんしんプラン2、プランS、プランM及びプランLの場合において、契約者が、教育機関等又は医療機関等（教育機関等又は医療機関等が個人経営のものである場合は当該個人事業主をいう。）であるときには、教育機関等である契約者が教育する者（学生、生徒又は受講生等）に利用されること又は医療機関等である契約者が診療する者（患者等）に利用されることを除きます。

第14条（著作権等）

- 1 本サービスにおいて当社が契約者に提供する一切の物品（本規約、各種ソフトウェア、取扱マニュアル、ホームページ、メールマガジン等を含みます。）に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条、第28条に定める権利を含む。以下同じ。）及び特許権、商標権、並びにノウハウ等の一切の知的所有権は、当社及び株式会社オプティム（以下「オプティム」という。）又は、本物品を製作する上で必要となるソフトウェアの使用を当社及びオプティムに対して許可する者に帰属するものとします。
- 2 契約者は、前項の提供物を以下のとおり取り扱っていただきます。
 - (1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。
 - (2) 複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行わないこと。
 - (3) 営利目的有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。
 - (4) 当社又は本サービスの提供に不可欠な当社の契約事業者が表示した著作権表示等を削除又は変更しないこと。

第5章 提供中止等

第15条 (提供中止)

- 1 当社は、次の場合には、本サービスの提供を中止することがあります。
 - (1) 当社の電気通信設備及び委託会社の電気通信設備又は当社が提供するリモートサポートツール、IT運用管理ツールの障害、保守上、工事上、その他やむ得ない事由が生じたとき。
 - (2) 第17条(利用の制限)の規定により、本サービスの利用を制限するとき。
 - (3) その他、当社が本サービスの提供を中止することが望ましいと判断したとき。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、当社が指定するホームページ等により、その旨周知を行います。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第16条 (利用停止)

- 1 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときには、当社が定める期間（本サービスに係る料金その他の債務（本規約の規定により、支払いを要することとなった本サービスの料金、工事に関する費用又は割増金等その他の債務をいいます。以下本条において同様とします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、本サービスの利用を停止することがあります。
 - (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（料金その他の債務に係る債権について、第47条（債権の譲渡）の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者に支払わないときとします。）。
 - (2) 契約者が当社と契約を締結している又は締結していた他のサービス・フレッツ等に係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（その当社と契約を締結している又は締結していた他のサービスに係る料金その他の債務に係る債権について、第47条（債権の譲渡）に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者に支払わないときとします。）。
 - (3) 当社の名誉若しくは信用を毀損したとき。
 - (4) 第13条（営業活動の禁止）、第14条（著作権等）及び第40条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したとき。
 - (5) 契約者が過度に頻繁に問い合わせ、訪問サポートの要請等を実施し又は本サービスの提供に係る時間を故意に延伸し当社の業務の遂行に支障を及ぼしたと、当社が判断したとき。
 - (6) 当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。
 - (7) 当社に損害を与えたとき。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用停止をするときは、当社からあらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第17条 (利用の制限)

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生する恐れがあるときには、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信、又は公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限することができます。

第18条 (本サービス提供の終了)

- 1 当社は、本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合は、本サービスの提供を終了することがあります。
- 2 前項の規定により、当社が本サービスの提供を終了し、本サービスの提供の終了に伴い本契約を解約する場合は、当社が指定するホームページ等によりその旨周知を行います。また、あらかじめその理由、本サービスの提供を終了する日を契約者に通知し、当該終了日をもって本契約の解約日とします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第19条 (契約者による解約)

- 1 契約者は、本契約を解約しようとするときは、そのことをあらかじめ本サービス取扱所に当社所定の方法により申し出ていただきます。

第 20 条（当社による解約）

当社は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ契約者に通知した後、本契約を解約することがあります。

ただし、本条第 2 号に該当する場合には、フレッツ光契約の解約（フレッツ光回線に係る IP 通信網サービスの移転、転用及び事業者変更に伴うものを除きます。以下本条と同じとします。）、譲渡又は第 3 条（用語の定義）に定めるフレッツ光以外の IP 通信網サービスの品目又は細目への変更が完了した時点で、本契約は自動的に解約されます。また、本条第 4 号に該当する場合には、事前の契約者への通知をすることなく本契約を解約できるものとします。

- (1) 第 16 条（利用停止）の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しないとき。
- (2) 本契約に係るフレッツ契約について、フレッツ契約の解約、譲渡又は第 3 条（用語の定義）に定めるフレッツ以外の IP 通信網サービスの品目又は細目への変更があつたとき。
- (3) 第 18 条（本サービス提供の終了）第 1 項に定めるとき。
- (4) 契約者に次に定める事由のいずれかが発生したとき。
 - ① 支払停止状態に陥った場合その他財産状態が悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合
 - ② 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
 - ③ 差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けた場合
 - ④ 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始若しくは特別清算開始の申立を受け、又は自ら申立をした場合
 - ⑤ 別に定める、リモートサポートツール使用条件、IT 運用管理ツール使用条件に違反したとき、又は当該使用条件で規定する使用権が終了したとき。

第 6 章 料金

第 21 条（料金）

当社が提供する本サービスの料金は、別紙 9（料金表）及び別紙 10（訪問サポート料金表）に定めるところによります。

第 22 条（利用料金の支払義務）

- 1 契約者は、その契約に基づいて、当社が本サービスの提供を開始した日から起算して、本契約の解約日の前日までの期間（提供を開始した日と解約日が同一の日である場合は、1 日間とします。）について、別紙 9（料金表）に規定する月額料金及びフレッツ光回線を契約の場合は、請求書等の発行に関する料金の支払いを要します。また、契約者は、訪問サポートを利用したときは、作業の完了をもって、別紙 10（訪問サポート料金表）に規定する訪問サポート料金の支払いを要します。
- 2 前項の期間において、利用停止等により本サービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金の支払いは次によります。
 - (1) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の月額料金の支払いを要します。
 - (2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかつた期間中の月額料金の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、本サービスを全く利用できない状態（本サービス専用受付番号へのリモートサポート、IT 運用管理、訪問サポート、故障機器代替機器貸出し、訪問故障切り分けサポート及び機器故障サポートの要請が全く利用できない状態をいいます。以下この表において同じとします。）が生じた場合（2 欄に該当する場合、3 欄に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時から起算して、本サービス専用受付番号が別紙 1（提供内容）に定める 1 営業日に係る提供時	そのことを当社が知った時以後の利用できなかつた営業日ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスについての月額料金の日割額

間以上その状態が連続したとき。	
2 当社の故意又は重大な過失によりその本サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時以後の利用できなかった営業日について、その日数に対応するその本サービスについての月額料金の日割額
3 移転に伴って、本サービスを利用できなくなった期間が生じたとき。(契約者の都合により、本サービスを利用しなかった場合であって、その設備を保留したときを除きます。)	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその本サービスについての月額料金の日割額

第 23 条 (割増金)

契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税等相当額を加算しない額とします。）の 2 倍に相当する額に消費税等相当額を加算した額（別紙 9（料金表）及び別紙 10（訪問サポート料金表）の規定により消費税等相当額を加算しないこととされている料金にあっては、その免れた額の 2 倍に相当する額）を割増金として支払っていただきます。

第 24 条 (延滞利息)

- 1 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年最大 14.5% の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して 15 日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。
- 2 第 47 条（債権の譲渡）に規定する当社が別に定める場合に限り、本条に規定する年当たりの割合は、毎年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします。
(注) 当社は、延滞利息の他に請求する料金その他の債務がない場合は、延滞利息を請求しない場合があります。

第 25 条 (料金計算方法等)

- 1 当社は、契約者が本契約に基づき支払う別紙 9（料金表）及び別紙 10（訪問サポート料金表）に定める料金は料金月に従って計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず隨時に計算します。
- 2 当社は、次の場合が生じたときは、月額料金をその利用日数に応じて日割します。
 - (1) 料金月の初日以外の日に本サービスの提供の開始があったとき。
 - (2) 料金月の初日以外の日に本契約の解約等があったとき。
 - (3) 料金月の初日に本サービスの提供を開始し、当該日に本契約の解約等があったとき。
 - (4) 第 22 条（利用料金の支払義務）第 2 項第 2 号の規定に該当するとき。
 - (5) 料金月の初日以外の日に別紙 9（料金表）に規定する月額料金の割引の適用に変更があったとき。
 - (6) 料金月の初日以外の日に本サービスのプラン変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。
この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
- 3 前項の規定による利用料金の日割は、暦日数により行います。この場合、第 22 条（利用料金の支払義務）第 2 項第 2 号の表内 1 に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる営業日とみなします。
- 4 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、第 1 項に規定する料金月の起算日を変更することがあります。
- 5 当社は、本規約等で別段の規定がある場合を除き、受領した請求金額について返金しないものとします。
- 6 契約者は、当社が請求した料金等の額が本規約に定める料金の支払いを要するものとされている額よりも過小であった場合には、別紙 12（当社が別に定めることとする事項）において当社が別に定める場合を除き、支払いを要する料金（当社が請求した料金と本規約に定める料金の支払いを要するものとされている額との差額を含みます。）の支払いを要します。

第 26 条 (端数処理)

当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第 27 条（料金等の支払）

- 1 契約者は、料金について、当社が定める期日までに、当社が指定する本サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
- 2 契約者は、料金について支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

第 28 条（料金の一括後払）

当社は、当社に特別の事情がある場合は、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

第 29 条（消費税等相当額の加算）

第 22 条（利用料金の支払義務）の規定その他本規約の規定により別紙 9（料金表）及び別紙 10（訪問サポート料金表）に定める料金の支払いを要するものとされている額は、当該料金表に定める額に消費税等相当額を加算した額とします。なお、本規約の規定により支払いを要することとなった料金については、税込価格に基づき計算した額と異なる場合があります。

第 30 条（料金等の臨時減免）

当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本規約の規定にかかわらず、臨時に、その料金を減免することがあります。なお、当社は、料金の減免を行ったときは、当社が指定するホームページ等により、その旨周知を行います。

第 7 章 損害賠償

第 31 条（責任の制限）

- 1 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態（本サービス専用受付番号へのリモートサポート、IT 運用管理、訪問サポート、故障機器代替機器貸出し、訪問故障切り分けサポート及び機器故障サポートの要請が全く利用できない状態をいいます。以下、本条において同じとします。）にあることを当社が知った時から起算して、本サービス専用受付番号が別紙 1（提供内容）に定める 1 営業日に係る提供時間以上その状態が連續したときに限り、その契約者の損害を次項に定める範囲内で賠償します。また、当社は、本サービスの提供により契約者に損害が生じた場合、当該損害発生の直接の原因である本サービスに係る料金を上限として、契約者に損害賠償責任を負うものとします。また、以下の各号に該当する損害については、当社は一切責任を負いません。
 - (1) 契約者が本サービスの利用により第三者に対して与えた損害。
 - (2) 当社の責に帰すことのできない事由から生じた損害。
 - (3) 当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害。
 - (4) 逸失利益及び第三者からの損害賠償請求に基づいて発生した契約者の損害。
- 2 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時以後のその状態が連續した営業日（本サービス専用受付番号が別紙 1（提供内容）に定める 1 営業日単位とします。）について、その日数を計算し、その日数に対応するその本サービスの利用料金を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
- 3 当社の故意又は重大な過失により本サービスの提供をしなかったときには、前 2 項の規定は適用しません。

第 32 条（免責事項）

- 1 当社は、契約者からの問い合わせを遅滞無く受け付けることを保証するものではありません。
- 2 当社は、本サービスの提供をもって、契約者の問題・課題・故障箇所等の特定（故障箇所の切り分け含む）、解決方法の策定、解決又は解決方法の説明を保証するものではありません。また、以下の場合においては故障箇所等の特定（故障箇所の切り分け含む）に関わる作業実施が不可能な場合があります。
 - (1) 被疑箇所が PC と同一ネットワーク帯にない場合
 - (2) フィルタリング等の機能により通信の制御を行っている場合
 - (3) 別拠点への疎通確認を伴う場合
 - (4) 通信経路上の機器が確認できない場合や、機器の設置場所に入室できない場合、配管内の配線によ

り被疑箇所等の目視確認ができない場合等、契約者のパソコン環境や宅内環境によって作業が困難な場合

(5) その他、当社が、作業が困難であると判断した場合

- 3 本サービスは、メーカー、ソフトウェアハウス及びサービス提供事業者が提供する正規サポートを代行するサービスではありません。問い合わせの内容によっては、問い合わせの対象となる機器、ソフトウェア、サービスをそれぞれ提供するメーカー、ソフトウェアハウス、サービス提供事業者のホームページを紹介することや、それぞれに対して契約者自身で直接問い合わせすることを依頼するに留まる場合があります。
- 4 当社は、オペレータの説明に基づいて契約者が実施した作業、リモートサポート、IT 運用管理、訪問サポート、訪問故障切り分けサポート、代替機貸出し及び機器故障サポートの実施及び内容について保証するものではありません。
- 5 当社は、オペレータの説明に基づいて契約者が実施した作業、リモートサポート、IT 運用管理、訪問サポート、故障切り分けサポート、代替機貸出し及び機器故障サポートの実施に伴い生じる契約者の被害について、一切の責任は負いません。
- 6 契約者が本サービスの利用により第三者（他の契約者を含みます。）に対し損害を与えた場合、契約者は、自己の責任でこれを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとします。
- 7 当社は、第 15 条（利用中止）、第 16 条（利用停止）、第 17 条（利用の制限）及び第 18 条（本サービス提供の終了）の規定により本サービスの利用中止、利用停止、利用の制限並びに本サービス提供の終了に伴い生じる契約者の被害について、一切の責任は負いません。
- 8 サイバーテロ、自然災害、第三者による妨害等、不測の事態を原因として発生した被害については、本規約の規定外の事故であることから、本サービスの提供が困難な不可抗力とみなし、当社は一切責任を負いません。（サイバーテロとは、コンピュータ・ネットワークを通じて各国の国防、治安等を始めとする各種分野のコンピュータ・システムに侵入し、データを破壊、改ざんするなどの手段で国家又は社会の重要な基盤を機能不全に陥れるテロ行為をいいます。）
- 9 当社は、業務の遂行上やむを得ない理由があるときは受付専用番号を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことを契約者に通知します。
- 10 IT 運用管理に関する操作は、契約者による操作であるとみなし、当社は IT 運用管理の提供に伴い生じる契約者の被害について、一切の責任は負いません。
- 11 IT 運用管理に関する操作は、契約者からの操作であるとみなし、当社は IT 運用管理の提供に伴い生じる契約者の被害について、一切の責任は負いません。
- 12 当社は、本サービスのサポート対象であるソフトウェア等を利用し行われる診察・指導・相談行為、処方箋の発行等に関して、その内容、実施の有無について保証するものではなく、一切の責任を負いません。

第 8 章 個人情報の取扱

第 33 条（個人情報の取扱）

- 1 当社は、本サービスの提供のため、本サービスの提供の過程において契約者の氏名、住所、契約 ID、電話番号、メールアドレス（以下「個人情報」といいます。）を取得します。なお、別紙 13（取得するパーソナルデータ）に規定するパーソナルデータについても、個人情報に準じて取り扱います。
- 2 当社は、前項の規定により取得した個人情報及び別紙 12（IT 運用管理にて取得する情報）に規定する個人情報については、当社が別に定める「プライバシーポリシー」に基づき取り扱うものとします。なお、本規約と当該プライバシーポリシーに齟齬がある場合、本規約の定めが優先して適用されるものとします。
- 3 当社又は本サービスの提供に不可欠な当社の契約事業者が設定作業等の過程で取得した ID、パスワード等の情報については、別に契約者に同意を得たものを除き、設定作業等終了の時点で直ちに廃棄するものとします。
- 4 当社は、次の目的の達成に必要となる範囲内で個人情報を利用します。なお、契約者が本サービスを解約した後も、問い合わせ対応等において必要な範囲で個人情報を利用する場合があります。
 - (1) 本サービスの提供
 - (2) 当社が提供する役務又は販売する商品等の紹介、提案及びコンサルティング

- (3) 当社が販売受託ないし取次ぎ等を行う役務又は商品等の紹介、提案及びコンサルティング
 - (4) アンケート調査その他の調査に必要な物又は謝礼の送付
 - (5) 役務・商品等にかかる品質等の改善、新たな役務・商品等の開発
 - (6) 各種キャンペーン、各種サービスのモニタ等の案内
 - (7) インターネットの利用等に関する各種役務・商品情報等の案内
- 5 契約者が法人等の団体である場合における当該契約者の法人情報についても、前各項の規定と同様に扱うこととします。
- 6 当社は、個人情報保護法第23条第4項第1号の規定に基づき、個人情報を当社が業務を委託する他の事業者に対して提供することがあります。
- 7 契約者は、当社が第47条（債権の譲渡）の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、当社がその契約者の氏名、住所及び本サービスに係る連絡先電話番号・フレッツの契約者回線等番号等、料金の請求に必要となる情報並びに金融機関の口座番号、クレジットカードのカード会員番号及び第16条（利用停止）の規定に基づきその本サービスの利用を停止している場合はその内容等、料金の回収のために必要となる情報を請求事業者に通知することについて、同意していただきます。
- 8 契約者は、当社が第47条（債権の譲渡）の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、請求事業者がその本サービスに係る債権に関して料金が支払われた等の情報を当社に通知する場合があることについて、同意していただきます。
- 9 当社は、第38条（機器補償）の規定に基づき別途当社が指定する保険会社（以下「保険会社」といいます）との間で、契約者を被保険者として、対象機器を当社が修理した場合のその費用を保険会社が補償する保険契約（以下「保険契約」といいます。）を締結します。契約者は、保険契約に関して保険会社が契約者に連絡を取ることを目的として、個人情報のうち契約者の氏名、住所、契約ID、電話番号、メールアドレスおよび別紙13（取得するパーソナルデータ）に規定するパーソナルデータのうち修理対象機器のハードウェア情報を当社から保険会社に対して提供することについて、同意していただきます。

第9章 機器故障サポート

第34条（機器故障サポート）

当社は、契約者に対し、当社が定める所定の手続きによる契約者からの申込みに基づき、機器故障サポートを提供します。なお、機器修理サポートの提供条件は、本章に定めるものとします。

1 機器故障サポートの提供条件等

- (1) 当社は、修理対象機器に発生した故障または破損を修理します。なお、機器故障サポートの提供にあたって、当社は、メーカー純正品以外の部品を修理対象機器の修理のために使用することがあります。
- (2) 当社は、以下の条件を満たす修理対象機器に限り、契約者からの機器故障サポートの申込みを承諾するものとします。
 - ・修理対象機器は、日本国内で販売または購入された修理が可能なメーカー純正のパソコン
 - ・修理対象機器は、契約者が保有するパソコンであり、レンタルやリース等の貸借目的ではないパソコン
 - ・取扱説明書、添付ラベル等の注意書きに従って正常に使用されているパソコン

2 機器故障サポートに関する修理の請求

- (1) 修理対象機器の修理費用については、当社より契約者に修理にかかった実費を請求します。また、修理対象機器を当社に送付する際の送料は、契約者の負担となります。
- (2) 契約者は、当社の定める申請書、機器故障サポートの対象となる修理対象機器を契約者の費用負担で当社が指定する宛先に送付するものとします。
- (3) 当社は、修理対象機器の修理が完了した場合、当該修理対象機器を当社の責任と費用負担で契約者に返還するものとします。
- (4) 技術的又は部品の入手が困難である等の理由から、当社が、修理対象機器の修理が困難であると判断した場合、当社は、契約者に対して機器故障サポートを提供する義務を負わないものとします。なお、その場合、当社は、当該修理が困難であると判断した理由を契約者に説明するものとし、契約者の要望に基づき、当社の費用負担で修理対象機器の返還又は処分をするものとします。
- (5) 当社は、機器故障サポート完了日（修理が完了した修理対象機器を契約者が受け取った日）を起算日

とした3ヵ月以内に、機器故障サポートを受けた修理対象機器が適切に修復されていないことが判明し、契約者から当社に対して再修理の申込みがあった場合に限り、当社の費用負担において再修理を行うものとします。

第35条（機器故障サポートのみなし完了）

- 1 当社が契約者と連絡が取れない場合や、当社又は指定配達業者の責めに帰すべき事由によらず、修理対象機器の配送が完了しない場合、当社が修理を完了した日から起算して1ヵ月をもって、当社は機器故障サポートの提供を完了したものとみなします。
- 2 前項の定めるところにより、当社による機器故障サポートが完了したものとみなした場合、当社が受領した修理対象機器については、契約者は所有権を放棄したものとみなします。

第36条（対象機器の内部データ）

契約者が、機器故障サポートを受ける場合、修理対象機器に記録されたデータ等について、当社は一切の責任を負いません。契約者は、契約者の責任のもとバックアップ及び消去を実施後、機器故障サポートの依頼を行うものとします。

第37条（修理依頼の撤回・変更）

- 1 契約者は、当社に対して機器故障サポートの依頼を行った後、修理対象機器の修理が開始されていない場合に限り、契約者は機器故障サポートの依頼を撤回することができます。但し、当社への修理対象機器の発送に要した送料は契約者が負担することとします。
- 2 契約者は、当社に依頼した機器修理サポートに係る修理対象機器の発送日、代替機発送日に係る希望日等の変更要望がある場合には、当社所定の手続きに従って速やかに当社に通知していただきます。なお、変更要望の内容及び時期によっては、契約者の要望に沿えない場合がございます。

第38条（機器補償）

- 1 当社は、保険会社との間で、当社を保険契約者、契約者を被保険者とする保険契約を締結するものとし、契約者は、当該保険契約に基づき、保険会社から修理対象機器を対象とする機器補償（以下「機器補償」といいます）の提供を受けるものとします。
- 2 機器補償の条件等については、保険会社が別に定める契約約款（以下「保険約款」といいます。）に定めるとおりとします。
- 3 契約者は、機器補償の内容に係る問い合わせ、保険金の支払請求その他の要求については、保険会社の専用窓口に対して行うものとします。
- 4 当社は、機器補償に関して、保険金の支払い、問い合わせ対応その他一切の責任を負わないものとします。

第39条（機器補償の適用期間）

保険会社が別に定める保険約款の定めにかかわらず、第16条（利用停止）に基づき、当社が契約者の本サービスの利用を停止している期間は、本章に定める機器補償は利用できません。

第10章 雜則

第40条（利用に係る契約者の義務）

- 1 契約者は、本サービスの利用を要請するにあたり、次の各号に定める条件を満たしていただきます。ただし、契約者が次の条件を満たしている場合であっても、契約者のご利用状況によっては本サービスが提供できない場合があります。
 - (1) サービス対象機器等が、インターネット回線又はフレッツ光回線に接続又は関連して利用されること。
 - (2) インターネット回線又はフレッツ光回線が、本契約に係る当社の設定作業等の実施時に開通していること。
 - (3) 契約者自身による本サービスの利用の要請であること。ただし、別紙1に定めるスタンダードあんしんプラン1、スタンダードあんしんプラン2、プランS、プランM及びプランLの場合において、

次の各号に掲げる契約者が当該各号に定める者に契約 ID を通知し本サービスを利用させるときにおける、当該各号に定める者による本サービスの利用の要請を含みます。なお、契約者が当該各号に定める者に契約 ID を通知し本サービスを利用させるとき、契約者は、当該各号に定める者による本サービスの利用が契約者自身による本サービスの利用となること、及び、契約者が当該各号に定める者による本サービスの利用を適切に管理することに同意しているものとし、当社は、当該各号に定める者が契約 ID を不正利用等したことに伴い生じる契約者の被害について、一切の責任は負いません。

① 法人若しくは個人事業主が契約者の場合

 契約者が雇用する者

② 教育機関等（教育機関等が個人経営のものである場合は当該個人事業主をいう。）が契約者の場合

 契約者が教育する者（学生、生徒又は受講生等）

③ 医療機関等（医療機関等が個人経営のものである場合は当該個人事業主をいう。）が契約者の場合

 契約者が診療する者（患者等）

(4) サポートサービスの実施に必要な機器、ソフトウェア、ソフトウェアの正規のライセンス又はプロダクト ID、並びにサービスの利用 ID やパスワード等の設定情報等が用意されていること。

(5) フレッツ光契約者の場合は、本サービスの提供を受ける時点で、インターネット接続サービス事業者が提供するインターネット接続サービスメニュー等が、利用可能な状態となっていること。

(6) 本サービスの提供を受ける時点で、サービス対象機器等が用意されており、設定作業等に必要な ID やパスワード等の設定情報及びドライバソフトウェア又はアプリケーションソフトウェア等が用意されていること。

(7) サービス対象機器及び設定作業等に必要なソフトウェア等が、日本国内において市販又は配布されたものであり、且つそのマニュアル及び設定ソフトウェア等が日本語により記述されたものであること。

(8) 本サービスの提供を受けるために必要な当社又は他の事業者が提供するドライバソフトウェア又はアプリケーションソフトウェア等のソフトウェアライセンスに同意し、契約者のパソコン等へのインストールを承諾すること。

(9) IT 運用管理ツールダウンロード・インストールする際、本サービスをフレッツ光回線で利用される場合は、本サービス契約時のフレッツ光回線で行うこと。また、本サービスをインターネット回線で利用される場合は、本サービス契約時のインターネット回線で行うこと。

(10) プラン S、プラン M 及びプラン L の利用の申請をするにあたり、契約者は、当該プランのサポート対象となるパソコン（以下「サポート対象 PC」といいます。）の台数を当社に申告すること。また、台数変更等によりプラン変更が必要になった場合、すみやかに当社に申告のうえ、適切な契約プランに変更すること。

2 契約者が、リモートサポートの要請をする場合には、前項に定める条件に加え、以下の条件を満たしていただきます。

(1) リモートサポートの提供を受ける契約者のパソコン等が使用可能な状態となっていること。

(2) リモートサポートの提供を受ける契約者のパソコン等に予めリモートサポートツールがインストールされていること。

(3) オペレータの遠隔操作を承諾すること。

(4) 契約者のルータ、セキュリティソフト等が、リモートサポートツールがインストールされた契約者のパソコン等のリモートサポートに関するインターネット通信を遮断しないこと。

(5) 契約者が必要に応じてオペレータの指示に基づき操作を実施すること。

3 契約者が、IT 運用管理を利用する場合には、本条第 1 項に定める条件に加え、以下の条件を満たしていただきます。

(1) IT 運用管理の提供を受ける契約者のパソコン等が使用可能な状態となっていること。

(2) 契約者のルータ、セキュリティソフト等が、IT 運用管理ツールがインストールされた契約者のパソコン等の IT 運用管理に関するインターネット通信を遮断しないこと。

(3) 本サービスをフレッツ光回線で利用する場合は、当社にフレッツ光回線の回線情報が通知されることを承諾すること。

- (4) 企業コード／ログイン ID／パスワードを第三者に知られないように契約者の責任において管理すること。
 - (5) 契約者、ないし第三者が、IT 運用管理ツールがインストールされた契約者のパソコン等と同一 LAN 上に、第三者が所有する機器を接続する場合、契約者は第三者に対して、IT 運用管理にて、接続された機器の情報が取得されることについて注意喚起を行い、契約者の責任において第三者から同意を得ること。なお、IT 運用管理にて取得する情報は、別紙 12 (IT 運用管理にて取得する情報) に定めるものとする。
- 4 契約者が、訪問サポートの要請をする場合には、本条第 1 項に定める条件に加え、以下の条件を満たしていただきます。
- (1) 当社が契約者を訪問した際にサービス対象機器等の設置場所まで案内し設定作業等へ立ち会うこと。
 - (2) 当社の設定作業等の実施の際に、契約者が、当社が要求する電力、照明、消耗品及びその他の利便（電話又は通信回線等の使用を含みます。）を、当社に対して無償で提供すること。
- 5 契約者が、故障機器代替機器貸出しの要請をする場合には、本条第 1 項その他の本規約に定める条件に加え、以下の条件を満たしていただきます。
- (1) 代替機器を第三者に譲渡し、転貸し、自己もしくは第三者のための担保として提供し又は使用させないこと。
 - (2) 代替機器を善良な管理者の注意をもって使用及び保管すること。
 - (3) 代替機器（AC 電源等付属品含む）に故障、滅失又は毀損等が生じたときは、直ちに、その旨を当社に通知し、当社の指示に従うこと。代替機器の状態によっては契約者に賠償いただく場合がございます。
 - (4) 別紙 8 に定める代替機器の貸出し期間を経過したにもかかわらず、当社の指示に従わず代替機器の返却に応じない場合、当該機器に関わる損害を賠償いただく場合がございます。
- 6 契約者が、訪問故障切り分けサポートの要請をする場合には、本条第 1 項その他の本規約に定める条件に加え、以下の条件を満たしていただきます。
- (1) 当社が契約者を訪問した際にサービス対象機器等の設置場所まで案内し設定作業等へ立ち会うこと。
 - (2) 当社の設定作業等の実施の際に、契約者が、当社が要求する電力、照明、消耗品及びその他の利便（電話又は通信回線等の使用を含みます。）を、当社に対して無償で提供すること。
- 7 前 6 項の規定のほか、契約者は次のことを守っていただきます。
- (1) 当社又は第三者の財産権（知的財産権を含みます。）、プライバシー、名誉、その他の権利を侵害しないこと。
 - (2) 本サービスを違法な目的で利用しないこと。
 - (3) 本サービスによりアクセス可能な当社又は第三者の情報を改ざん、消去する行為をしないこと。
 - (4) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと。
 - (5) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと。
 - (6) 当社の設備に無権限でアクセスし、又はその利用若しくは運営に支障を与える行為をしないこと。
 - (7) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと。
 - (8) 本サービス及びその他当社の事業の運営に支障をきたすおそれのある行為をしないこと。
 - (9) 法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、当社若しくは第三者の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと。
 - (10) 本サービスの専用受付番号の適正な管理に努めること。
 - (11) その他前各号に該当する恐れのある行為又はこれに類する行為を行わないこと。
- 8 契約者は、前項の規定に違反して当社の設備等をき損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

第 41 条（契約者の当社に対する協力事項）

契約者は、当社が本サービスの提供に必要な協力を求めたときは、当社に対して以下に定める協力をに行っていただきます。

- (1) 当社の求めに応じた ID やパスワード等の入力。
- (2) 当社の求めに応じた本サービス提供のために必要な情報（操作説明書等を含みます。）の提供。
- (3) サービス対象機器等及び修理対象機器に重要な情報がある場合における、本サービスの提供前の契約者の責任におけるそれらの情報の複製の実施。ただし、訪問サポートに定めるメニューのうち、

サービス対象機器等及び修理対象機器に記憶された情報の複製を行うメニューを利用する場合はその限りではありません。

- (4) サービス対象機器等及び修理対象機器に機密情報がある場合について、本サービスの提供前の契約者の責任におけるそれらの情報の防護措置又は消去の実施。
- (5) その他、本サービスの提供又は設定作業等のために当社が必要と認める事項の実施。

第 42 条（除外事項）

当社は、契約者が以下に定める事項のいずれかの場合に該当すると当社が判断する場合には、本サービスの提供を行わないことがあります。

- (1) 第 40 条（利用に係る契約者の義務）のいずれかの項目をみたさない場合。
- (2) 契約者が、前条（契約者の当社に対する協力事項）のいずれかの項目の協力を行わず、本サービスの提供の実施が困難となる場合。
- (3) 不正アクセス行為又はソフトウェアの違法コピー等、違法行為又は違法行為の幇助となる作業を当社に要求する場合。
- (4) その他、契約者の責により本サービスの提供が困難となる場合。

第 43 条（設備等の準備）

- 1 契約者は、自己の責任において、本サービスを利用するためには必要なパソコン等、通信機器、インターネット回線又はフレッツ光回線その他の設備を保持し管理するものとします。
- 2 契約者が本サービスを利用するためには必要なインターネット回線又はフレッツ光回線の利用料金は、本サービスの利用料金には含まれません。

第 44 条（法令に規定する事項）

本サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第 45 条（準拠法）

本規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

第 46 条（紛争の解決）

- 1 本規約の条項又は本規約に定めのない事項について紛議等が生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとします。
- 2 本規約に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 47 条（債権の譲渡）

契約者は、当社が本規約の規定により支払いを要することとなった料金を、当社が別紙 12（当社が別に定めることとする事項）において別に定める事業者（以下「請求事業者」といいます。）に対し、別紙 12

（当社が別に定めることとする事項）において当社が別に定める場合を除き譲渡することを承認していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

第 48 条（反社会的勢力の排除）

契約者は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約します。

- (1) 自ら又は自らの役員（取締役、執行役又は監査役）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 第 2 条第 6 号）、暴力団員でなくなった時から 5 年間を経過しない者、もしくはこれらに準ずる者、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下、これらを個別に又は総称して「暴力団員等」という。）であること
- (2) 自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること
- (3) 自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用

し、又は、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること

(4) 自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、又は不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること

(5) 本契約の履行が、暴力団員等の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するものであること

2 当社は、契約者が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本契約を解除することができます。

(1) 第1項に違反したとき

(2) 自ら又は第三者をして次に掲げる行為をしたとき

①当社もしくは当社の委託先に対する暴力的な要求行為

②当社もしくは当社の委託先に対する法的な責任を超えた不当な要求行為

③当社もしくは当社の委託先に対する脅迫的言辞又は暴力的行為

④風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて、当社もしくは当社の委託先の信用を毀損し、又は当社もしくは当社の委託先の業務を妨害する行為

⑤その他前各号に準ずる行為

3 当社は、前項の規定により本契約を解除した場合、契約者に損害が生じても、これを賠償する責を負わないものとします。

第49条（適格請求書の発行）

当社は、本サービスの契約者等から請求があったときは、本サービスの料金等の請求額情報について消費税法第57条の4の規定に基づく適格請求書を発行します。本サービスの契約者等は、適格請求書の発行の請求をし、発行を受けたときは、1請求ごとに400円(税込価格440円)及び郵送料等の支払いを要します。

附 則（平成25年10月21日東ビ開サポ第13-0117号）

1 この利用規約は、平成25年10月22日から実施します。

2 平成25年10月22日から平成26年3月31日までの間に本サービスを申込み、当社がその申込みを承諾し、平成26年6月30日までに当社が契約者に対し本サービスの提供を開始した場合は、その本サービスに係る利用料金（月額料金の部分に限ります。以下第2項及び第3項において同じとします。）について、サービスの提供を開始した日から起算して1ヶ月間の利用料金については、別紙7（料金表）に定める額に代えて0円を適用します。

3 当社は、この附則の第2項の適用を受けた契約者が、本サービス契約の解約を行った後に、同一設置場所における同一契約者が平成25年10月22日から平成26年3月31日までの間に本サービス契約の申込みを行い、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成26年6月30日までに当社が本サービスの提供を開始した場合は、本サービスに係る利用料金について、この附則の第1項の規定を適用しません。

4 平成25年10月22日から平成26年3月31日までの間に本サービスを申込み、当社がその申込みを承諾し、平成26年6月30日までに当社が本サービスの提供を開始し、サービスの提供を開始した日から起算して1ヶ月の間に、契約者から訪問サポートによるIT運用管理ツールのインストール作業の申込みがあり、平成26年8月31日までに当社が契約者に対し訪問サポートを提供した場合は、1回の申込みに限り、別紙8（訪問サポート料金表）に定めるIT運用管理ツールインストールに関わる作業メニュー料金に代えて0円を適用します。

附 則（平成26年3月17日 東ビ開4ビ企第13-0088号）

1 この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成26年3月26日東ビ開サポ第13-0411号）

1 この利用規約は、平成26年4月1日から実施します。

2 平成26年4月1日から平成26年9月30日までの間に本サービスを申込み、当社がその申込みを承諾し、平成26年12月31日までに当社が契約者に対し本サービスの提供を開始した場合は、その本サービスに係る利用料金（月額料金の部分に限ります。以下第2項及び第3項において同じとします。）について、サービスの提供を開始した日から起算して1ヶ月間の利用料金については、別紙9（料金表）に定める額に代えて0円

を適用します。

- 3 当社は、東ビ開サポ第 13-0117 号(平成 26 年 10 月 21 日)の附則第 2 項及びこの附則の第 2 項の適用を受けた契約者が、本サービス契約の解約を行った後に、同一設置場所における同一設置場所における同一契約者が平成 26 年 4 月 1 日から平成 26 年 9 月 30 日までの間に新たに本サービス契約の申込みを行い、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成 26 年 12 月 31 日までに当社が本サービスの提供を開始した場合は、本サービスに係る利用料金について、この附則の第 1 項の規定を適用しません。
- 4 平成 26 年 4 月 1 日から平成 26 年 9 月 30 日までの間に本サービスを申込み、当社がその申込みを承諾し、平成 26 年 12 月 31 日までに当社が本サービスの提供を開始し、サービスの提供を開始した日から起算して 1 ヶ月の間に、契約者から訪問サポートによる IT 運用管理ツールのインストール作業の申込みがあり、平成 27 年 2 月 28 日までに当社が契約者に対し訪問サポートを提供した場合は、1 回の申込みに限り、別紙 8 (訪問サポート料金表) に定める IT 運用管理ツールインストールに関わる作業メニュー料金に代えて 0 円を適用します。

附 則 (平成 26 年 3 月 13 日東ビ開 4 第 14-0029 号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 26 年 6 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 当社は、この改正規定実施前に提供していた本サービスの料金の支払いについても、改正後の規定を適用します。

附 則 (平成 26 年 9 月 30 日 東ビ開 3 サポ第 14-0048 号)

- 1 この利用規約は、平成 26 年 10 月 1 日から実施します。
- 2 平成 26 年 10 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に本サービスを申込み、当社がその申込みを承諾し、平成 27 年 6 月 30 日までに当社が契約者に対し本サービスの提供を開始した場合は、その本サービスに係る利用料金（月額料金の部分に限ります。以下第 2 項及び第 3 項において同じとします。）について、サービスの提供を開始した日から起算して 1 ヶ月間の利用料金については、別紙 7 (料金表) に定める額に代えて 0 円を適用します。但し、当社が別に定める「ビジネスホンサポート利用規約」、「複合機おまかせサポート契約」、「複合機おまかせサポート利用規約」、又は「BXII サポート契約」のいずれかに基づくサービスを提供されており、月額料金の割引が既に適用されている契約者については適用外とします。
- 3 東ビ開サポ第 13-0117 号(平成 25 年 10 月 21 日)の附則第 2 項・、東ビ開サポ第 13-0411 号(平成 26 年 3 月 26 日)の附則第 2 項及びこの附則の第 2 項の適用を受けた契約者が、本サービス契約の解約を行った後に、同一のフレッツ契約者回線番号について、平成 26 年 10 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に新たに本サービス契約の申込みを行い、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成 27 年 6 月 30 日までに当社が契約者に対し本サービスの提供を開始した場合は、その本サービスに係る利用料金について、この附則の第 1 項の規定を適用しません。
- 4 平成 26 年 10 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に本サービスを申込み、当社がその申込みを承諾し、平成 27 年 6 月 30 日までに当社が本サービスの提供を開始し、サービスの提供を開始した日から起算して 1 ヶ月の間に、契約者から訪問サポートによる IT 運用管理ツールのインストール作業の申込みがあり、平成 27 年 8 月 31 日までに当社が契約者に対し訪問サポートを提供した場合は、1 回の申込みに限り、別紙 8 (訪問サポート料金表) に定める IT 運用管理ツールインストールに関わる作業メニュー料金に代えて 0 円を適用します。

附 則 (平成 27 年 6 月 25 日 東ビ開 4 ビ企第 15-0056 号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 27 年 7 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった本サービスの料金その他の債務（延滞利息を除きます。）については、第 24 条（延滞利息）に係る改正規定を除きなお従前のとおりとし、この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった本サービスの延滞利息については、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成 28 年 2 月 29 日 東ビ開 3 サポ第 15-00341 号)

- 1 この改正規定は、平成 28 年 3 月 7 日から実施します。
- 2 この改正規定実施の際、IT サポート typeI 利用規約を IT サポート&セキュリティ利用規約に変更します。
- 3 当社は、この改正規定実施の際に、当社の IT サポート利用規約により IT サポートの契約を締結している者は、この改正規定実施の日において、当社とこの利用規約に規定する IT サポート&セキュリティの契約を締結したものとみなします。
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成 28 年 7 月 12 日 東ビ開 3 サポ第 16-00104 号）

- 1 この改正規定は、平成 29 年 7 月 12 日から実施します。
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成 29 年 8 月 21 日 東ビ開 2 サポ第 17-00013 号）

- 1 この改正規定は、平成 29 年 9 月 1 日から実施します。
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成 30 年 6 月 14 日 東ビ開 2 サポ第 18-00026 号）

- 1 この改正規定は、平成 30 年 7 月 1 日から実施します。
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（2019 年 4 月 1 日 東ビ開 3 サポ第 18-00131 号）

- 1 この改正規定は、2019 年 4 月 1 日から実施します。
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（2019 年 9 月 2 日 東ビ開 3 サポ第 19-00073 号）

- 1 この改正規定は、2019 年 9 月 2 日から実施します。
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（2019 年 9 月 13 日 東ビ開 2 ビ企第 19-00070 号）

- 1 この改正規定は、2019 年 10 月 1 日から実施します。
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（2020 年 1 月 29 日 東ビ開 2 ビ企第 19-00137 号）

- 1 この改正規定は、2020 年 4 月 1 日から実施します。
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（2020 年 3 月 9 日 東ビ開 1 ネサ第 19-00407 号）

- 1 この改正規定は、2020 年 4 月 1 日から実施します。
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（2020 年 8 月 7 日 東ビ開 3 サポ第 20-00035 号）

- 1 この改正規定は、2020 年 8 月 18 日から実施します。ただし別紙 1 に定めるスタンダードあんしんプラン 1 およびスタンダードあんしんプラン 2 は、2020 年 9 月 7 日より提供します。

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務について、なお従前のとおりとします。

附 則（2021年1月18日 東ビ開3サボ第20-00110号）

1 この改正規定は、2021年1月29日から実施します。

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務について、なお従前のとおりとします。

附 則（2022年6月9日 東ビ開2ビ企第22-00018号）

1 この改正規定は、2022年7月1日から実施します。

附 則（2022年8月4日 東ビ開3サボ第22-00045号）

1 この改正規定は、2022年8月10日から実施します。

2 当社は、この改正規定実施前に提供していた本サービスの料金の支払いについても、改正後の規定を適用します。

附 則（2022年8月4日 東ビ開3サボ第22-00045号）

1 この改正規定は、2022年9月1日から実施します。

附 則（2023年3月8日 東ビ開1ネサ第22-00430号）

1 この改正規定は、2023年3月13日から実施します。

附 則（2023年11月8日 東開マ事000200000026-01）

1 この改正規定は、2023年12月1日から実施します。

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務について、なお従前のとおりとします。

附 則（2024年3月27日 東ビ開C戦第23-000200000140-01号）

1 この改正規定は、2024年4月1日から実施します。

【別紙1（提供内容）】

当社は、契約者からの申告に基づき、契約プランに応じた下記サービスを提供します。

[基本メニュー]

サービス区分	プラン	提供内容								サポート対象PC台数	
		電話・リモートサポート※1		IT運用管理※9 (IT運用管理ツールインストール台数)	訪問サポート	訪問故障切り分けサポート※1※2	代替機器貸出し	機器故障サポート※14※15			
		サポート対応時間※2	問い合わせ回数上限					修理	(参考)補償		
ライト	プラン・ミニ ライト	9:00 ~18:00	1月※3あたり5回まで※4	3台	別紙7のとおり提供※11※12※13	-	-	9:00 ~17:00 1月※3あたり1回まで※13※14	別紙8のとおり提供※13※15		
	プラン1ライト			5台		-	-				
	プラン2ライト			10台		-	-				
	プラン3ライト			15台		-	-				
	プラン4ライト			20台※10		-	-				
	ライトあんしんプラン1		1月※3あたり10回まで※5	3台		-	-				
	ライトあんしんプラン2			5台		-	-				
スタンダード	プラン・ミニ	9:00 ~21:00	回数制限なし	3台	別紙7のとおり提供※11※12※13	-	-	9:00 ~17:00 1月※3あたり1回まで※13※14	別紙8のとおり提供※13※15		
	プラン1			5台		-	-				
	プラン2			10台		-	-				
	プラン3			15台		-	-				
	プラン4			20台※10		-	-				
	スタンダードあんしんプラン1		9:00 ~18:00	1月※3あたり20回まで※6※7		-	-				
	スタンダードあんしんプラン2			1月※3あたり50回まで※7※8		-	-				
Nにおまかせ！ITサポート	プランS		回数制限なし	別紙7のとおり提供※11※12※13	9:00 ~17:00 1月※3あたり1回まで※13※14	別紙8のとおり提供※13※15	別紙9のとおり提供	保険会社が提供（保険約款に基づく提供）	20台まで		
	プランM								40台まで		
	プランL								60台まで		

- ※1 祝祭日および年末年始（12月29日から翌年1月3日）を除く月曜日から土曜日（本契約において「営業日」といいます。）の指定時間の間、専用受付番号で、当社オペレータによる受付およびサポートサービスを提供します。ただし、指定時間内での当社オペレータによる受付から現地までの派遣、又は、課題の解決、並びに故障の回復等を保証するものではありません。
- ※2 サービス区分ライトのライトあんしんプラン1、ライトあんしんプラン2、サービス区分スタンダードのプラン1～プラン4、スタンダードあんしんプラン1、スタンダードあんしんプラン2、プランS、プランM及びプランLの契約者のみ、別掲のオプションメニューの「時間延長オプション」を追加契約することができます。
- ※3 曆月を指します。
- ※4 契約者から当社オペレータへ問い合わせをした回数となります。なお、各種ツール等の設定にかかるサポートも回数に含まれます。1契約あたりつき5回を超えて電話・リモートサポートを利用する場合は、ライト契約者及びライトあんしんプラン1契約者はライトあんしんプラン2又はスタンダードの各プランへ変更が必要となります。
- ※5 契約者から当社オペレータへ問い合わせをした回数となります。なお、各種ツール等の設定にかかるサポートも回数に含まれます。1契約あたりつき10回を超えて電話・リモートサポートを利用する場合は、スタンダード各プランへの変更が必要となります。
- ※6 契約者および利用者から当社オペレータへ問い合わせをした回数となります。なお、各種ツール等の設定にかかるサポートも回数に含まれます。1契約あたり問い合わせ回数上限を超えて電話・リモートサポートを利用する場合は、スタンダードあんしんプラン2へ変更、またはオプションメニューの「問い合わせ回数追加オプション」が必要となります。
- ※7 契約者が要請する場合には、本サービスの利用におけるサポート応対記録（利用日時、利用者名、サポート内容）を提供いたします。
- ※8 契約者および利用者から当社オペレータへ問い合わせをした回数となります。なお、各種ツール等の設定にかかるサポートも回数に含まれます。1契約あたり問い合わせ回数上限を超えて電話・リモートサポートを利用する場合はオプションメニューの「問い合わせ回数追加オプション」が必要となります。
- ※9 スタンダードのプラン1～プラン4の契約者のみ、定期レポートを配信します。
- ※10 最大80台までの追加が可能です。
- ※11 別に定めるメニューを除き、1年365日（閏年は366日）24時間とします。ただし、午後7時から午前9時における派遣（夜間）に関しては、当社のフレッツ光回線敷設可能エリア（東日本エリア）に限り提供するものとします。また、対応時間については事前の調整が必要であり、即日での当社オペレータによる受付から現地までの派遣、又は、課題の解決、並びに故障の回復等を保証するものではありません。
- ※12 スタンダード及びNにおまかせ！ITサポート各プラン契約者のみ基本作業費及び状況診断費はかかりません。
- ※13 契約者住所においてのみの提供となります。
- ※14 追加でパソコン等の設定を依頼された場合は訪問サポートで対応します。
- ※15 代替機器は、第40条（利用に係る契約者の義務）第5項に従い取り扱いください。

[オプションメニュー]

サービス名称	サービス区分	契約対象プラン	提供内容	
			電話・リモートサポート 対応時間※1	訪問故障切り分けサポート 対応時間※1
時間延長オプション	ライト	ライトあんしん プラン1	月曜日から土曜日 18:00～翌9:00	月曜日から土曜日 17:00～翌9:00
		ライトあんしん プラン2	日曜日・祝祭日・年末年始※2 24時間	日曜日・祝祭日・年末年始※2 24時間
	スタンダード	プラン1	月曜日から土曜日 21:00～翌9:00	-
		プラン2	日曜日・祝祭日・年末年始※2 24時間	-
		プラン3	月曜日から土曜日 21:00～翌9:00	-
		プラン4	日曜日・祝祭日・年末年始※2 24時間	-
	スタンダードあんしんプラン1	月曜日から土曜日 18:00～翌9:00	月曜日から土曜日 17:00～翌9:00	-

		スタンダードあんしんプラン 2	日曜日・祝祭日・年末年始※2 24 時間	日曜日・祝祭日・年末年始※2 24 時間
Nにおまかせ！ITサポート		プラン S		
		プラン M		
		プラン L		

※1 指定時間内での当社オペレータによる受付から現地までの派遣、又は、課題の解決、並びに故障の回復等を保証するものではありません。

※2 年末年始は、12月29日から翌年1月3日とします。

サービス名称	サービス区分	契約対象プラン	提供内容
問い合わせ回数追加オプション※1	スタンダード	スタンダードあんしんプラン 1	1月あたり問い合わせ回数上限 追加20回まで※2
		スタンダードあんしんプラン 2	

※1 本オプションを提供開始した日を含む料金月のみの適用となります。

※2 追加された回数については翌月への繰り越しはできません。

【別紙2（リモートサポートツールの動作環境）】

オペレーションシステム	最新の動作環境は、当社公式ホームページでご確認ください。 当社公式HP： https://business.ntt-east.co.jp/support/itss/
CPU	
メモリ	
HDD	
LAN	
その他	

【別紙3（IT運用管理ツールの動作環境）】

オペレーションシステム	最新の動作環境は、当社公式ホームページでご確認ください。 当社公式HP： https://business.ntt-east.co.jp/support/itss/
CPU	
メモリ	
HDD	
LAN	
その他	

【別紙4（遠隔映像ツールの動作環境）】

オペレーションシステム	最新の動作環境は、当社公式ホームページでご確認ください。 当社公式HP： https://business.ntt-east.co.jp/support/itss/
CPU	
メモリ	
HDD	
LAN	
その他	

【別紙5（電話サポート及びリモートサポートのサポート対象及びサポート範囲）】

電話サポート及びリモートサポートの主なサポート対象及びサポート範囲は以下のとおりです。なお、本別紙により規定する主なサポート対象以外の詳細については、当社が別に定める規定によります。
また、サポート対象及びサポート範囲内であっても、対応できない場合があります。

1. 機器

(1) 主なサポート対象

日本国内向けに販売されたメーカー純正機器

ただし、メーカーの公式サポートが終了した機器はサポート対象外となります。

主なサポート対象機器は以下のとおりです。

- ・光 LINKPC、ルータ、IP セットトップボックス、テレビ電話[フレッツフォン]、当社ビジネスホン等当社提供機器
- ・パソコン本体、モニタ、キーボード、マウス
- ・ルータ、無線 LAN ポイント、LAN カード・ボード、HUB
- ・スマートフォン、タブレット端末

(2) サポート内容

- ・インターネット回線、フレッツ光、パソコン等、テレビ及びオフィス内 NW との接続、初期設定、付属マニュアルに記載された基本的操作方法

2. ソフトウェア

(1) 主なサポート対象

日本国内向けに販売・配布されたソフトウェアハウス製ソフトウェア

ただし、各社のオペレーションシステムの公式サポートが終了したオペレーションシステムはサポート対象外となります。また、メーカーの公式サポートが終了したソフトウェアもサポート対象外となります。

主なサポート対象ソフトウェアは以下のとおりです。

- ・フレッツ接続ツール等当社提供ソフトウェア
- ・オペレーションシステム (Windows、mac OS)
- ・ブラウザ・メールソフト
- ・メディアプレーヤ
- ・ウィルス対策

(2) サポート内容

インストール、初期設定、基本的な操作方法等を付属マニュアルに記載の範囲でサポート

3. サービス

(1) 主なサポート対象

- ・フレッツ 光ネクスト、フレッツ 光クロス、ひかり電話等当社提供サービス
- ・インターネット接続サービス（光、ADSL 等）
- ・プロバイダサービス（インターネット接続、メール）
- ・その他インターネット上の各種サービス（Web メール、映像配信・交換、音楽ダウンロード 等）

(2) サポート内容

- ・サービス概要、申込・契約方法、利用方法概要・活用方法概要の説明

【別紙 6 (IT 運用管理のサービス内容等)】

IT 運用管理の主なサービス内容等は、契約者の企業コード／ログイン ID／パスワードで実行された操作により、以下のとおり提供されます。なお、本別紙により規定する主なサービス内容等以外のサービス内容等については、当社が別に定める規定によります。別紙 1 に定めるスタンダードあんしんプラン 1 及びスタンダードあんしんプラン 2 の場合、IT 運用管理は提供されません。

また、サービス内容等範囲内であっても、対応できない場合があります。

サービス項目	メニュー	サービス内容
IT 資産管理	ネットワークマップ表示	<ul style="list-style-type: none">・ネットワークおよび接続されている端末の管理・IT 機器自動検出

		・ハードウェア状態の確認
	アプリケーション管理	・アプリケーション配信 ・アプリケーションアップデート
	ハードウェア情報の取得	・端末のハードウェア状態の確認
	定期レポート配信	・最新のIT資産状況を月1回配信※
セキュリティ管理	デバイス制御	・USB利用禁止、許可設定、ホワイトリスト設定 ・持ち出し端末の遠隔ロック・初期化
	アプリケーション制御	・アプリケーション起動禁止 ・インストール制限 ・指定アプリ検知

※サービス区分スタンダードのプラン1～プラン4の契約者に限ります。

【別紙7（訪問サポートのサービス内容及び対象機器等）】

訪問サポートの主なサービス内容及び対象機器等は以下のとおりです。詳細は当社公式ホームページ（<https://business.ntt-east.co.jp/support/itss/>）をご確認ください。なお、本別紙により規定する主なサービス内容及び対象機器以外のサービス内容、対象機器等及び詳細については、当社が別に定める規定によります。

また、サービス内容及び対象機器等であっても、対応できない場合があります。

メニュー	サービス内容
インターネット接続設定（ルータ接続）	・設置済みルータに対する設定用パソコンの設定・接続、パスワード設定、時刻設定 IP電話関連設定 ・ISP接続設定、PPPoE ブリッジ設定、DHCP サーバ設定、IPルーティング設定 ・セキュリティ設定（ファイアウォールの設定、L2TP の設定、Ipsec の設定） ・動作確認
追加パソコンのインターネット接続設定	・設置済みパソコンに対する接続設定 ・ブラウザ設定 ・メール設定 ・動作確認
LANカードの設定	設置済みパソコンに対する有線及び無線接続用の LAN カード又は USB 機器若しくはイーサネットコンバータの接続、ドライバインストール、並びに設定 ＊パソコンに搭載された有線又は無線接続用機器を設定する場合についても本メニューで対応します。 ＊無線接続の場合の無線設定（ルータに設定された SSID 及び暗号化方式登録）を含みます。
IT運用管理ツールインストール	・環境の確認 ・IT運用管理ツールのインストール ・動作確認
パソコン更改支援	・パソコンのNW設定（有線のみ）・メール設定・プリンタドライバのインストール ・データ移行 ・IT運用管理ツールのインストール ・動作確認
オペレーションシステム更改支援	・オペレーションシステムリカバリ ・パソコンのNW設定（有線のみ）・メール設定・プリンタドライバのインストール ・データ移行 ・IT運用管理ツールのインストール ・動作確認

【別紙8（故障機器代替機器貸出し）】

別紙1に定めるライトあんしんプラン1、2及びスタンダードあんしんプラン1、2プランS、プランM及びプランLにおいて、契約者からの申告に基づく問診の結果、機器故障が原因と想定される場合、契約者からの要望を前提として、故障した機器に対する代替機器を一定期間貸し出します。

なお、代替機器の貸出し要否及び種類等は当社が判断、指定するものとします（契約者が要否、種類等を指定する

ことはできません。）。また、当社は、代替機器の正常動作及び代替機器の貸出しによる故障の回復を保証いたしません（代替機器故障時は別の代替機器をお届けしますので当社宛速やかに連絡ください。）。

代替機器の種類等、貸出し期間、設置設定及び回収方法の条件は以下のとおりです。

訪問故障切り分けサポート時に機器・ソフト設定を依頼された場合、訪問サポートを適用します。なお、その際別紙 10（訪問サポート料金表）における基本作業費はかかりません。

サービス内容	
種類等	パソコン（Windows のみで、AC 電源含む）、タブレット（Android のみで、AC 電源含む）、ルータ（SOHO 向けで、AC 電源含む）、HUB（AC 電源含む）、単体 FAX 電話機（親機、子機各 1 台含む）※1
貸出し期間	貸出し期間は最大 2 週間※ ※貸出し時に指定します。また、貸出し期間内における同一種類等の貸出しは 1 契約あたり 1 台までとします。
設置設定	宅配によるお届け（設定は電話サポート、リモートサポートで実施）
回収方法	契約者による送付（NTT 東日本が送料を負担）

※1 Nにおまかせ！IT サポート プラン S、プラン M、プラン L はパソコン（Windows のみで、AC 電源含む）のみとします。

【別紙 9（料金表）】

1. 月額料金

[基本メニュー]

サービス区分	提供プラン	課金単位	料金額
ライト	プラン・ミニ ライト	契約プラン毎 に月額	1,000 円 (税込価格 1,100 円)
	プラン 1 ライト	契約プラン毎 に月額	1,600 円 (税込価格 1,760 円)
	プラン 2 ライト	契約プラン毎 に月額	3,100 円 (税込価格 3,410 円)
	プラン 3 ライト	契約プラン毎 に月額	4,600 円 (税込価格 5,060 円)
	プラン 4 ライト	契約プラン毎 に月額	6,100 円 (税込価格 6,710 円)
	ライトあんしんプラン 1	契約プラン毎 に月額	2,000 円 (税込価格 2,200 円)
	ライトあんしんプラン 2	契約プラン毎 に月額	3,000 円 (税込価格 3,300 円)
スタンダード	プラン・ミニ	契約プラン毎 に月額	3,600 円 (税込価格 3,960 円)
	プラン 1	契約プラン毎 に月額	4,400 円 (税込価格 4,840 円)
	プラン 2	契約プラン毎 に月額	6,400 円 (税込価格 7,040 円)
	プラン 3	契約プラン毎 に月額	8,400 円 (税込価格 9,240 円)
	プラン 4	契約プラン毎 に月額	10,400 円 (税込価格 11,440 円)
	スタンダードあんしんプラン 1	契約プラン毎 に月額	3,500 円 (税込価格 3,850 円)
	スタンダードあんしんプラン 2	契約プラン毎 に月額	7,500 円 (税込価格 8,250 円)
追加台数*		追加契約毎に 月額	300 円 (税込価格 330 円)

Nにおまかせ！IT サポート	プラン S	契約プラン毎に月額 3,500 円 (税込価格 3,850 円)
	プラン M	契約プラン毎に月額 7,000 円 (税込価格 7,700 円)
	プラン L	契約プラン毎に月額 10,000 円 (税込価格 11,000 円)

※追加はサービス区分ライトのプラン4 ライト及びサービス区分スタンダードのプラン4のみ、最大80の追加が可能です。

[オプションメニュー]

サービス名称	サービス区分	契約対象プラン	課金単位	料金額
時間延長 オプション	ライト	ライトあんしんプラン 1	契約プラン毎に 月額	1,000 円 (税込価格 1,100 円)
		ライトあんしんプラン 2		
	スタンダード	プラン 1	契約プラン毎に 月額	2,000 円 (税込価格 2,200 円)
		プラン 2		
		プラン 3		
		プラン 4		
		スタンダードあんしん プラン 1		
		スタンダードあんしん プラン 2		
	Nにおまかせ！ IT サポート	プラン S	契約プラン毎に 月額	2,000 円 (税込価格 2,200 円)
		プラン M		
		プラン L		
問い合わせ回 数追加オプシ ョン	スタンダード	スタンダードあんしん プラン 1	追加契約毎に	3,500 円 (税込価格 3,850 円)
		スタンダードあんしん プラン 2		

2. 月額料金の割引の適用

(1) スタンダード プラン・ミニについて

当社は、2012年6月1日から2015年1月31日の間に、スタンダード プラン・ミニの契約が成立し(「IT サポート利用規約」に基づき契約したものを含む)、2015年2月1日以降プラン変更をされていない契約者に対して、契約者が次の全ての条件を満たす場合、条件を充足する期間において前項に規定する該当月額料金にかかわらず、次表に定める額を適用します。なお、料金の割引は、第25条に定めるところにより日割りで計算するものとします。また、以下の(1)に定める対象サービス1契約に対し、本サービス1契約のみ割引を適用します。

- (1) 2015年1月31日以前に、当社が別に定める「ビジネスホンサポート利用規約」、「複合機おまかせサポート利用規約」、又は「BX II サポート契約」のいずれかに基づき提供するサービス(以下「対象サービス」といいます。)の契約と本契約を双方ともに契約していること。
- (2) 対象サービスのうち、「ビジネスホンサポート利用規約」に基づくサービスのみを契約している場合、そのサービスのメニュー構成が「基本メニュー(NX)」又は「基本メニュー(NX II)」であること。
- (3) 本契約と対象サービスの契約者名及び設置場所住所が同一であること。

また、契約者又は当社が、対象サービスを解約又は終了した場合、割引の適用は、当該解約又は終了の効力が発

生した日までとし、当該効力発生日の翌日から前項に規定する月額料金を適用します。当該効力発生日が料金月の途中である場合には、第 25 条に定めるところにより、日割計算するものとします。

サービス区分	提供プラン	課金単位	料金額
スタンダード	プラン・ミニ*	契約プラン毎に月額	2,100 円 (税込価格 2,310 円)

* 2015 年 2 月 1 日以降に新規申し込みまたはプラン変更をされた場合は割引対象外となります。

(2) スタンダード プラン 1～4 について

*スタンダード プラン1～4の割引については、月額料金改定に伴い、2016 年 3 月 1 日より割引を終了しており、現在では、前項の月額料金にて提供しております。

当社は、2010 年 6 月 30 日から 2016 年 2 月 29 日の間に、スタンダード プラン1～4のいずれかをご契約いただき（「IT サポート利用規約」に基づき契約したものと含む）、契約者が次の全ての条件を満たす場合、条件を充足する期間において前項に規定する該当月額料金がかわらず、次表に定める額を適用します。なお、料金の割引は、第 25 条に定めるところにより日割りで計算するものとします。また、以下の(1)に定める対象サービス1契約に対し、本サービス1契約のみ割引を適用します。

- (1) 2016 年 2 月 29 日以前に、当社が別に定める「ビジネスホンサポート利用規約」、「複合機おまかせサポート利用規約」、又は「BX II サポート契約」のいずれかに基づき提供するサービス（以下「対象サービス」といいます。）の契約と本契約を双方ともに契約していること。
- (2) 対象サービスのうち、「ビジネスホンサポート利用規約」に基づくサービスのみを契約している場合、そのサービスのメニュー構成が「基本メニュー（NX）」又は「基本メニュー（NX II）」であること。
- (3) 本契約と対象サービスの契約者名及び設置場所住所が同一であること。

また、契約者又は当社が、対象サービスを解約又は終了した場合、割引の適用は、当該解約又は終了の効力が発生した日までとし、当該効力発生日の翌日から前項に規定する月額料金を適用します。当該効力発生日が料金月の途中である場合には、第 25 条に定めるところにより、日割計算するものとします。

サービス区分	提供プラン	課金単位	料金額*
スタンダード	プラン 1	契約プラン毎に月額	4,600 円 (税込み価格 4,968 円)
	プラン 2	契約プラン毎に月額	9,600 円 (税込み価格 10,368 円)
	プラン 3	契約プラン毎に月額	13,600 円 (税込み価格 14,688 円)
	プラン 4	契約プラン毎に月額	16,600 円 (税込み価格 17,928 円)

* 月額料金改定に伴い、2016 年 3 月 1 日より割引を終了しております。割引終了時の税率(8%)に基づき料金額を記載しております。

3. 請求書等の発行に関する料金の額等（フレッツ光回線を契約の場合）

(1) 請求書等の発行に関する料金の適用

- ア 請求書等の発行に関する料金は、発行手数料及び収納手数料を合算して算定します。
- イ 発行手数料および収納手数料は、IT サポート & セキュリティ（フレッツ光回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものである場合に限ります。以下別紙 9（料金表）において同じとします。）の料金その他の債務の支払い（IT サポート & セキュリティの提供を開始した日を含む料金月及びその翌料金月分に係るものを除きます。）において支払いを要するものとし、次の場合に適用します。

区分	発行手数料等の適用
(ア) 発行手数料	請求書又は口座振替通知書の発行を要する場合に適用します。

(イ) 収納手数料	請求書によって IT サポート & セキュリティの料金その他の債務を支払う場合に適用します。
-----------	--

(注) 本欄に規定する請求書は、第 49 条（適格請求書の発行）に規定する適格請求書を含みません。

ウ 次の場合については、(2)（請求書等の発行に関する料金の額）の規定にかかわらず、請求書等の発行に関する料金は適用しません。

(ア) 請求事業者が当社から譲渡した債権及び他社が請求事業者に譲渡した債権を一括して請求している場合

(イ) 契約者が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）の場合

(ウ) 当社が別紙 12（当社が別に定めることとする事項）において別に定める場合又は当社がやむを得ないと認める理由により請求書の発行を行う場合

(2) 請求書等の発行に関する料金の額

区分	単位	料金額
発行手数料	1 の請求書又は口座振替通知書の発行ごとに	150円 (税込価格 165円)
収納手数料	1 の請求書による IT サポート & セキュリティの料金その他の債務の支払いごとに	50円 (税込価格 55円)

4. 機器故障サポートに関する修理の料金

機器故障の修理費用については、機器故障サポートに伴い当社が負担した修理費用の実費を当社から契約者に請求します。なお、当社への機器故障サポートの対象機器の送料は、契約者の負担となります。

【別紙 10（訪問サポート料金表）】

1. 基本料金

項目	対象・単位	価格
基本作業費※	1 の派遣ごとに課金します。	7,500 円 (税込価格 8,250 円)
基本作業加算額	1 の派遣における作業メニューの料金額の合計が 29,000 円（税込価格 31,900 円）を超えた場合に、29,000 円（税込価格 31,900 円）ごとに加算します。	3,500 円 (税込価格 3,850 円)
夜間基本費	午後 7 時から午前 9 時における 1 の派遣ごとに基本作業費に加算します。	4,500 円 (税込価格 4,950 円)
夜間追加費	午後 7 時から午前 9 時における 1 の派遣において、本紙 2. 作業メニュー料金の合計額が 3,000 円を超える場合は、3,000 円を超える毎に加算します。	2,000 円 (税込価格 2,200 円)
状況診断費※	1 回の派遣ごとに課金します。（フレッツの申込みを行う者又は提供の形態による細目の変更の申込みと同時に訪問サポートを申込んだ場合を除く）	1,500 円 (税込価格 1,650 円)
交通費	本サービスの提供区域内であって離島（本州及び北海道を離れる島）において訪問サポートの提供を行う場合に課金する場合があります。	実費

※スタンダード及び N におまかせ！IT サポート各プラン契約者のみ基本作業費及び状況診断費はかかりません。

2. 作業メニュー料金

契約者の要請に基づき、各作業メニューごとに加算します。主な作業メニュー料金は以下のとおりです。メニュー料金詳細は当社公式ホームページ（<https://business.ntt-east.co.jp/support/itss/>）をご確認ください。

作業メニュー料金は、別紙 7（訪問サポートのサービス内容及び対象機器等）に記載したメニューについての料金であって、それら以外のメニュー料金については、当社が別に定めるところによります。

作業メニュー	課金単位	価格
インターネット接続設定（ルータ接続）およびIT運用管理ツールインストール	パソコン・ルータ1台ごとに	3,000円 (税込価格 3,300円)
追加パソコンのインターネット接続設定	パソコン1台ごとに	3,000円 (税込価格 3,300円)
LANカードの設定	LANカード等1つごとに	2,900円 (税込価格 3,190円)
IT運用管理ツールインストール	パソコン1台ごとに	1,000円 (税込価格 1,100円)

(注) 上記の作業メニュー料金は IT サポート&セキュリティ利用規約 第 22 条 (利用料金の支払義務) に基づき、当社が定める作業の完了をもって、契約者が支払うこととします。

(注) 上記の作業メニュー料金は、別紙 7 (訪問サポートのサービス内容及び対象機器等) に記載したメニューについての料金であって、それら以外のメニュー料金については、当社が別に定めるところによります。

(注) 上記の作業メニュー料金は IT サポート&セキュリティ利用規約 第 22 条に基づき、当社が定める作業の完了をもって、契約者が支払うこととします。

別紙 11 削除

【別紙 12 (当社が別に定めることとする事項)】

第 11 条 (契約者の地位の承継) における当社が別に定めるところは以下の通りです。

規定内容	別に定める内容
当社が別に定めるところ	フレッツ光回線に係る IP 通信網契約者の指定するところにより、当社が相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人にその IT サポート契約者の地位の承継があった事実について確認し、その確認を持って、その IT サポート&セキュリティ契約者の地位の承継の届出があったものとみなします。

第 12 条 (契約者の氏名等の変更の届出) における当社が別に定めるところは以下の通りです。

規定内容	別に定める内容
当社が別に定めるところ	氏名、名称又は住所若しくは居所の変更については、フレッツ光回線に係る IP 通信網契約者の指定するところにより、当社が IT サポート&セキュリティ契約者にその氏名、名称又は住所若しくは居所に変更があった事実について確認し、その確認を持って、その IT サポート契約者の氏名、名称又は住所若しくは居所に変更があったものとみなします。 請求書の送付先の変更については、第 12 条第 1 項から第 3 項の規定に準じます。

第 25 条 (料金計算方法等) における当社が別に定める場合は以下の通りです。

規定内容	別に定める内容
当社が別に定める場合	契約者が支払いを要する料金等の額に対して当社の請求に係る費用が過大となると見込まれる場合

第 47 条 (債権の譲渡) における当社が別に定める場合は以下の通りです。

規定内容	別に定める内容
請求事業者	NTT ファイナンス株式会社
当社が別に定める場合	以下のいずれかの場合とします。 当社が料金月によらず隨時に計算し請求する場合 契約者のシステムに変更が必要となる等、契約者に支障が生じると当

	社が認めた場合
--	---------

別紙9（料金表）における当社が別に定める場合は以下の通りです。

規定項目	別に定める内容
当社が定める場合	<ul style="list-style-type: none"> ・料金等の一括請求（当社が認めるものに限ります。）、一括送付（複数の請求書（又は口座振替のお知らせ・領収書）を一括して郵送する取扱いをいいます。）、定期分割（毎月の電話サービスの料金等を複数に分割して請求する取扱いをいいます。）、早期領収証送付（毎月の電話サービスの料金等の請求に係る領収書を通常より早期に送付する取扱いをいいます。）及び点字請求書等通常と異なる方法により請求する場合 ・当社が料金月によらず隨時に計算し請求する場合 ・請求書等を再発行する場合 ・ITサポート&セキュリティに係る請求書又は口座振替通知書において、当社が提供するその他の電気通信サービス等の契約約款等に規定する請求書等の発行に関する料金が適用される場合

【別紙13（取得するパーソナルデータ）】

契約者は、当社が下記の目的のために下記のパーソナルデータを取得・利用することについて、同意していただきます。

（1）取得するパーソナルデータ

- ・修理対象機器のハードウェア情報
- ・メーカー名／モデル名／型番／機器種別
- ・電源オン・オフ状態／エラー情報／故障情報等の機器に保持されているログ 等
- ・修理対象機器のソフトウェア情報
- ・オペレーションシステムに関連する情報（OS 名、バージョン等）